

訪問介護 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0771(86)1440 (午前8時30分～午後5時15分まで)

担当 京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみ (土保・前田)

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 (福)京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみの概要

(1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	(福)京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみ
所在地	京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1
事業所番号	京都府指定 第2671500318号
サービス提供地域	京丹波町内

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(0)		管理業務	1名(0)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名(0)		ケアプラン 作成・管理	2名(0)
従業者	介護福祉士	2名(0)	6名(0)	訪問介護	8名(0)
	ヘルパー養成講習1～2級修了	0名(0)	6名(0)	訪問介護	6名(0)
	介護職員初任者研修	0名(0)	0名(0)	訪問介護	0名(0)

()内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:30～17:15	
平日	○	早朝・夜間対応は要相談です
土・日・祝日 12月29日～1月3日	△	相談に応じて調整いたします

3 サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、乗降介助 等

- (2) 生活援助
 - ・買物、調理、掃除、洗濯 等
- (3) 乗降介助
 - ・公共の車等の乗降
- (4) その他のサービス
 - ・介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

訪問介護事業等を提供した場合の利用料の額は、原則として厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に表示の割合額を負担いただきます。(1割及び2割及び3割いずれかの額)

また介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は、全額お客様の負担となります。

介 護 給 付 利 用 料				
	20分未満 (巡回型)	20分～30分	30分～ 1時間未満	1時間以上
身体介護中心	1,630円/回	2,440円/回	3,870円/回	5,670円/回 30分増す毎に +820円
生活援助中心	20分～45分未満 1,790円/回		45分以上	2,200円/回
通院等、乗降介助	片道(1回) 970円 往復(2回) 1,940円			

●上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

●やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります(厚生労働省で定める基準がある)。

●サービス提供者評価加算があります。

初回加算・・・新規利用者に対して、介護計画を作成し訪問介護を行う又は同行訪問した場合、利用者様が過去2月に訪問介護の提供を受けていない場合 2,000円(自己負担額1割 200円)

緊急時加算・・・緊急要請(利用者・家族)からあり、ケアマネジャーが必要と認めた場合 1,000円(自己負担額1割 100円)

※上記料金に15%(地域加算)、18.2%(介護職員処遇改善加算Ⅲ)を加算した額が基本単位数となります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域へのサービス提供は無料です。

それ以外の地域の方は、次の費用が必要です。

- ① 京丹波町の境界を越えた地点を起点とし、片道5キロメートル未満 500円
- ② 京丹波町の境界を越えた地点を起点とし、片道5キロメートル以上の場合は2キロメートルごとに100円加算

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 ヘルパーセンターほほえみ 電話 0771-86-1440)

ご利用の12時間前までに連絡があった場合	無 料
ご利用の12時間前までに連絡がなかった場合	当該料金の 50%
特段の意事情なく連絡がなかった場合	当該料金の100%

(4) その他

- ① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担となります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、20日（JA丹波支店・JA瑞穂支店・桧山郵便局・丹波郵便局）までに前月分の請求をいたしますので、口座自動引き落とし、銀行振り込み、現金払いの3通り中から、ご契約の際にお選びください。

5 サービスの終了

(1) 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要な時はお申し付けください。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ② 介護保険給付サービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者様が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

(4) その他

- ① 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は本会が破産した場合、利用者様は、文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ② 利用者様が、サービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を払うよう催告した

にもかかわらず7日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族の方等が本会や本会のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当社の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう在宅援助を行います。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④ 本事業所では第三者評価は受診しておりませんが、毎年自主点検表にて自己評価を行い事業所運営が透明性あるものとなるよう努めています。

(2) サービス利用のために（サービスの選択肢となるようなものを提示する。）

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	ただし、特段の事情が認められる場合
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施状況	○	半年に1回以上を実施
サービスマニュアルの作成状況	○	
個人情報の使用同意書	○	
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医 療 機 関	医 療 機 関 名			
	主 治 医 名			
	連 絡 先			
緊 急 時 の ご 連 絡 先	氏 名		続柄	
	住 所			
	連 絡 先			

8 事故発生時の対応方法

事故発生した場合は、マニュアルに沿って対応します。

9 サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

(1) 当社お客さま相談 苦情担当

担当 (前田 託)

(福) 京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみ

電話 0771-86-1440

(2) 当法人事業所の第三者委員の設置

氏名	役職名	連絡先
井木 悦夫	税理士(監事)	0771-55-9133
片山 長男	監事	0771-84-0937

(3) その他

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の期間にも申し立てることができます。

京丹波町総合福祉課高齢福祉係 電話 0771-82-1800

京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

10 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみ

代表者役職・氏名 会長 春田 貢

本社所在地 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

電話番号 0771-86-1440

事業所数等 訪問介護 1カ所

通所介護 1カ所

居宅介護支援 1カ所

説明・交付年月日：令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 (福)京丹波町社会福祉協議会ヘルパーセンターほほえみ
(事業所番号 京都府指定第2671500318)

所在地 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

代表者名 (福)京丹波町社会福祉協議会
会長 春田 貢 印

説明者名 所属 (福)京丹波町社会福祉協議会
ヘルパーセンターほほえみ
氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日：令和 年 月 日

利用者 住所 京都府船井郡京丹波町.....
氏名.....印

代理人 住所.....
氏名.....印